

# 消防の動き



2021  
2  
No.598

● 令和2年版 消防白書の概要



消防庁  
Fire and Disaster Management Agency





**巻頭言** 持続可能で創造性あふれる消防を目指して（浜松市消防長 鵜飼 孝）

### Report

無人航空機の災害時における活用状況等調査について…………… 13

### Topics

「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」について…………… 15

### 緊急消防援助隊情報

令和2年度緊急消防援助隊中国・四国ブロック合同訓練の実施結果について…………… 19

### 消防通信～望楼

郡山地方広域消防組合消防本部（福島県）／堺市消防局（大阪府）  
和歌山市消防局（和歌山県）／島尻消防組合消防本部（沖縄県）…………… 21

### 消防大学校だより

航空隊長コースにおける教育訓練  
～感謝・尊敬・謙虚～…………… 22

### 報道発表

最近の報道発表（令和2年12月22日～令和3年1月25日）…………… 23

### 通知等

最近の通知（令和2年12月22日～令和3年1月25日）…………… 24

広報テーマ（2月・3月）…………… 25

### お知らせ

令和3年3月1日（月）から7日（日）

春季全国火災予防運動を実施します！…………… 26

林野火災を防ごう！

～全国山火事予防運動～…………… 27

消防団への加入促進…………… 28

一般公開のお知らせ…………… 30



■ 表紙  
本号掲載記事より

# 持続可能で創造性あふれる 消防を目指して



浜松市消防長 鵜飼 孝

浜松市は、静岡県西部にあり、東京、大阪の2大都市のほぼ中間にあたり、太平洋ベルト地帯においてもその中央部に位置し、中部経済圏の中心となる名古屋へ約109km、県都静岡市へ約77kmの近距離にあります。

市域は、東西約52km、南北約73km、総面積は1,558.06km<sup>2</sup>と广大で、市の南北を天竜川が縦断し遠州灘へと注ぎ、西端には浜名湖を臨み、天竜川中流域の中山間地、扇状に広がる下流域の低地、河岸段丘の三方原台地と浜名湖沿岸の丘陵地から形成されています。

うなぎ、みかん、浜松餃子などの全国に認められる食資源、浜名湖をはじめとした観光資源、徳川家康公にまつわる歴史資源、ユネスコ創造都市ネットワークの音楽分野にてアジアで初めて加入し、吹奏楽やピアノの分野で国内外をリードする音楽環境など、国内外に誇る強みや魅力を持っています。

浜松市の歴史は、今からおよそ1万8千年前のものであると推定され、本州最古の人類化石として知られる「浜北人」の人骨が発見されています。正式に「浜松」という地名が登場するのは、室町時代であり、それ以前の鎌倉時代の紀行文には「はま松」、奈良時代の木簡のひとつには「浜津」という文字が記載されています。戦国時代には東海道の宿場町として賑わっていた引馬（曳馬）に城が築かれ、城下町を形成、後に家康公がその西側に浜松城を築き、近世の浜松城下町が誕生、歴代城主により拡充されていきます。そして廃藩置県により浜松県が置かれた後、明治9年に静岡県と合併、1911年に市制施行の条件である人口3万5千人を超え、浜松市が誕生しました。その後は、戦前戦後の飛躍的な工業の成長を経て、平成17年に12市町村の合併により新「浜松市」が誕生、平成19年には政令指定都市へ移行しました。

浜松市の象徴する言葉として「やらまいか」という方言があり、これは「やってみよう」「やってやろうじゃないか」を意味し、新しいことに果敢にチャレンジする精神を表します。これを合言葉に音楽や、自動車産業、光技術産業など世界を代表する企業を輩出し、今なお成長を続けています。

現在は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済や市民生活が甚大な影響を受けつつも、消防行政サービスの着実な推進、充実・強化のため、いつでも、どこでも、迅速的確に対応する消防・救急体制づくりをめざし、諸施策の着実な推進を図っております。

加えて、当市は令和元年10月に「デジタルファースト宣言」を行い、デジタルの力を生かした持続可能な都市づくりの推進を掲げ、DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進、さらには新型コロナウイルス感染症の拡大に端を発した「デュアルモード社会」に対応できるよう、消防行政運営におけるデジタル技術活用の推進に取り組んでまいります。

これからも、困難な状況を「やらまいか」の精神で乗り越え、市民の安全・安心のため、さまざまな消防需要に対して順応することで、創造性あふれる消防を目指してまいります。

## 令和2年版 消防白書の概要

総務課

消防白書は、国民の生命、身体及び財産を災害等から守る消防防災活動について紹介するものであり、毎年刊行しています。

令和2年版消防白書（令和3年1月15日閣議配布）では、特集において、最近発生した災害を踏まえた対応のほか、新型コロナウイルス感染症対策、消防団を中核とした地域防災力の充実強化、Society 5.0時代におけるAI等の活用、また、戸別受信機等の配備促進に向けた取組について記載していますので、その概要をご紹介します。なお、詳細は、消防庁ホームページ

(<https://www.fdma.go.jp/publication/hakusho/r2/56707.html>) に掲載していますので、ご覧ください。

### （特集1）最近の大規模自然災害への対応及び消防防災体制の整備

#### 令和2年7月豪雨による被害と対応

##### 【被害の状況】

- 記録的な大雨により、各地で河川の氾濫、浸水や土砂崩れ等が発生し、九州を中心に死者84人、行方不明者2人、1万6,000棟を超える住家被害が発生（令和2年11月13日現在）
- 孤立地域の発生、停電、断水等ライフラインへの被害や鉄道の運休等の交通障害が発生するなど、住民生活に大きな支障



重機を活用した捜索活動（熊本県球磨村）  
（下関市消防局提供）

##### 【消防機関の活動】

- 地元消防本部は、直ちに救助・救急活動に当たり、この中で、住民の避難誘導、救命ボート及び消防防災ヘリコプターを活用した救助活動、行方不明者の捜索などを実施
- 緊急消防援助隊は、7月4日から15日までの12日間にわたり、延べ1,229隊、4,866人が活動し、369人を救助
- 消防団は、ボートによる救助活動や行方不明者の捜索、瓦礫や流木の撤去や浸水により孤立した集落への物資運搬、住民の安否確認のための戸別訪問等を長期間にわたり実施

#### 令和2年台風第10号による被害と対応

##### 【被害の状況】

- 大雨と暴風により、九州地方を中心に死者3人、行方不明者3人、1,500棟を超える住家被害が発生（令和2年11月13日現在）

##### 【消防機関の活動】

- 地元消防本部は、直ちに救助・救急活動に当たったほか、消防防災ヘリコプターによる情報収集活動、ドローンによる行方不明者の捜索などを実施
- 消防団は、早期の避難を呼びかけるとともに、特に、宮崎県椎葉村においては、土砂撤去活動、ドローンやボートを用いた河川・ダム湖での行方不明者の捜索などを実施





## 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」における消防庁の取組

○ 近年の頻発化・激甚化する自然災害時においても重要インフラ等の機能を維持するため、平成30年12月14日、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定され、消防庁からは6つの施策を展開

- 1.大規模風水害・土砂災害に対応するための緊急消防援助隊に関する緊急対策
- 2.大規模災害に対応するための航空消防防災体制に関する緊急対策
- 3.地域防災力の中核を担う消防団に関する緊急対策
- 4.災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎の災害対応機能確保に関する緊急対策
- 5.自治体庁舎等における非常用通信手段の確保に関する緊急対策
- 6.高齢者世帯等への確実な情報伝達に関する緊急対策



水陸両用バギーを活用した捜索活動  
(大阪市消防局提供)

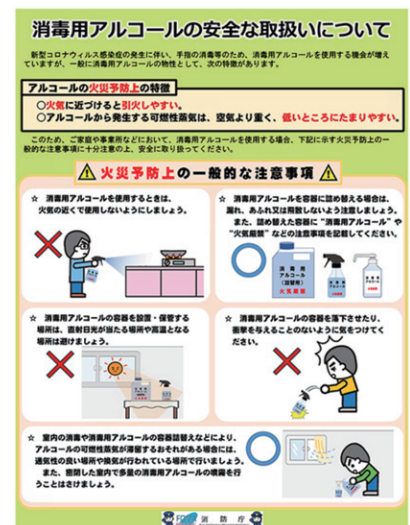
## (特集2) 新型コロナウイルス感染症対策

### 【新型コロナウイルス感染症患者の発生と感染拡大の状況】

○ 国内における新型コロナウイルス感染症患者の累計発生数は14万9,913人、累計死亡者数は2,171人、重症者数は488人(令和2年12月1日時点)

### 【新型コロナウイルス感染症対策に係る消防機関等の取組】

- 救急業務における対応
  - ・消防本部に対して、新型コロナウイルス感染症に係る注意喚起及び救急活動における感染防止対策の具体的手順の周知・徹底を要請
  - ・保健所等関係機関との密な情報共有、連絡体制の構築、救急搬送困難事案の抑制に向けた連携協力を要請
  - ・令和2年度補正予算等により、患者等の移送・搬送に万全を期すため、マスク、感染防止衣などを必要な消防本部に提供するとともに、緊急消防援助隊設備整備費補助金により、救急車や、患者等を隔離して搬送するための資器材(アイソレーター)などの整備を促進
- 消防機関における消防防災体制の維持・確保
  - ・消防本部に対して、消防職員の健康管理の徹底に加え、感染防止資器材の確保、消防本部内での感染防止対策の徹底、感染者の発生等により職員数が減少した場合の備えなど、必要な業務体制を継続できる体制の確保を要請
  - ・消防団員向けに、感染症に関する基礎的な知識や消防団員の感染拡大防止に向けた各市町村等の取組例などを消防庁ホームページなどにより周知
- 危険物保安・火災予防等の法令に関する措置
  - ・手指の消毒等のため、消防法の危険物に該当する消毒用アルコールを使用する機会が増えたことから、火災予防上の一般的な注意事項を広報啓発するため、リーフレットを作成
  - ・消毒用アルコールの緊急的な増産等の課題に対応するため、安全を確保しつつ、消防法令の迅速かつ弾力的な運用に配慮するよう周知
  - ・レジカウンター等に設置する飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項の周知のため、リーフレットを作成



消毒用アルコールの取扱いに関する注意事項を広報啓発するリーフレット

- ・関係法令を改正し、申請者の押印を廃止するなど、極力対面による手続を減らすよう措置
- 災害対応に係る感染症対策
  - ・避難所の運営に関して、可能な限り多く開設を図ること、手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底すること、十分なスペースを確保すること等を要請
  - ・消防本部に対して自然災害発生時の救助活動等における感染防止の徹底について周知
  - ・緊急消防援助隊における傷病者接触時の感染予防対策、隊員の体調確認・検温、会議、食事、仮眠等での三密の回避等を徹底することを周知

### (特集3) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化

地域における消防防災体制の中核的存在として、地域住民の安心・安全の確保のために消防団は大きな役割を果たしているが、消防団員数は年々減少しており、令和2年4月1日現在、81万8,478人（前年から1万3,504人減少）となっている。

#### 【消防団の充実強化施策】

##### (市町村における議論の創出等)

- 地域防災力の一層の充実強化のため、住民、事業者をはじめ、消防団、自主防災組織など地域の多様な方々とともにしっかりと議論を行うよう市町村等に依頼

##### (消防団への加入促進)

- 学生、女性、被雇用者及び公務員の消防団への加入促進について「消防団協力事業所表示制度」や「学生消防団活動認証制度」などの取組を実施

##### (消防団員の処遇の改善)

- 年額報酬及び出動手当について、特に支給額の低い団体に引上げを要請
- 消防団員の処遇の改善等について検討会を開催し、消防団員の確保対策を検討

##### (装備の充実強化等)

- 消防団に対し、救助活動用資機材等を搭載した消防ポンプ自動車等を無償で貸し付け、訓練等を支援
- 消防団設備整備費補助金（消防団救助能力向上資機材緊急整備事業）により、消防団の装備の充実及び災害対応能力の向上
- 消防団員が災害活動で使用した自家用車等に生じた損害を消防団員個人に負担させることなく補償する共済（マイカー共済）を開始



消防団員募集ポスター



消防団設備整備費補助金対象資機材



## (特集4) Society 5.0時代におけるAI等の活用

### 【研究開発の方向性】

- 「消防防災科学技術高度化戦略プラン2018」(平成30年3月改訂)では、自然災害リスクの増大や社会の脆弱化への対応に加え、研究成果の社会実装の推進を主眼
- 「消防防災科学技術研究推進制度」では、AIやロボット等関連に重点

### 【研究開発の状況】

#### (消防ロボットシステムの配備)

- 消防ロボットシステム(スクラムフォース)を開発し、令和元年5月に本システムを装備した特殊装備小隊が市原市消防局に発足
- 準天頂衛星等の最新技術を導入するとともに、量産型の仕様を取りまとめる。

#### (迅速な救急搬送を目指した救急隊運用最適化の研究開発)

- AIを活用して、消防本部の救急活動データと気象予報の関係性の分析結果から救急需要が多く見込まれる地域をリアルタイムにメッシュで予測し、事前に救急隊を移動配置することにより、現場到着所要時間を短縮する手法を開発

#### (「G空間情報消防活動支援システム」の研究開発)

- 大規模施設において、G空間情報(屋内測位システム)やICTを活用して把握される在館者の位置情報や火災現場の画像等を消防隊員や自衛消防隊員の間で共有することで、効率的かつ安全な消防活動に資するシステムを開発



スクラムフォース

## (特集5) 戸別受信機等の配備促進に向けた取組

### 【戸別受信機等の有効性】

- 屋内に設置される戸別受信機等は、大雨や台風時に屋外スピーカーからの音声が入りにくい状況においては、住民への確実な情報伝達に有効な情報伝達手段

### 【戸別受信機等の配備状況】

- 令和2年3月末現在、全国市町村における防災行政無線等の整備率は87.0%
- 戸別受信機等は、全市町村の75.4%が導入



戸別受信機の例

### 【配備促進のための取組】

- 緊急防災・減災事業債や特別交付税措置による配備促進
- 戸別受信機の量産化・低廉化を図るため、戸別受信機の機能に係る標準的なモデル等を策定
- 災害情報伝達手段に関するアドバイザーの派遣
- 令和元年度補正予算及び令和2年度補正予算を活用し、戸別受信機等の配備が進んでいない市町村を対象とした戸別受信機等の無償貸付



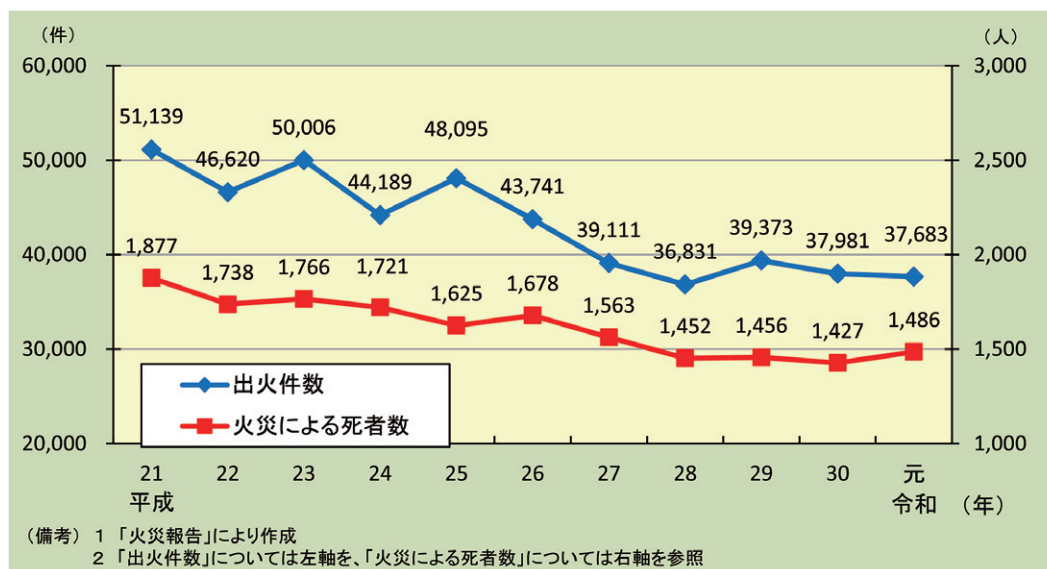
戸別受信機等の必要性

## 消防防災を巡る現況と活動等について

### 火災の現況と最近の動向（第1章第1節）

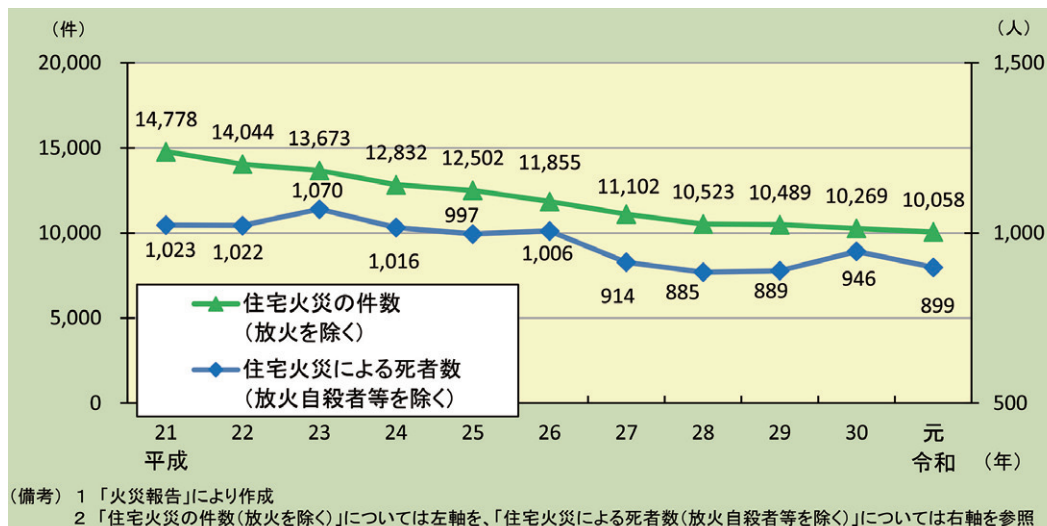
- この10年間の出火件数と火災による死者数は、おおむね減少傾向
  - ・ 令和元年中の出火件数は3万7,683件（前年比298件減少）であり、10年前の73.7%
  - ・ 火災による死者数は1,486人（前年比59人増加）であるが、10年前の79.2%
  - ・ たばこによる火災は3,581件で、出火原因の第1位（第2位はたき火、第3位はこんろ）

【出火件数及び火災による死者数の推移】



- ・ 令和元年中の住宅火災件数（放火を除く）は1万58件（前年比211件減少）であり、10年前の68.1%
- ・ 住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く）は899人（前年比47人減少）であり、10年前の87.9%
- ・ 住宅用火災警報器の設置率は、82.6%（令和2年7月1日時点）

【住宅火災の件数（放火を除く）及び住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く）の推移】

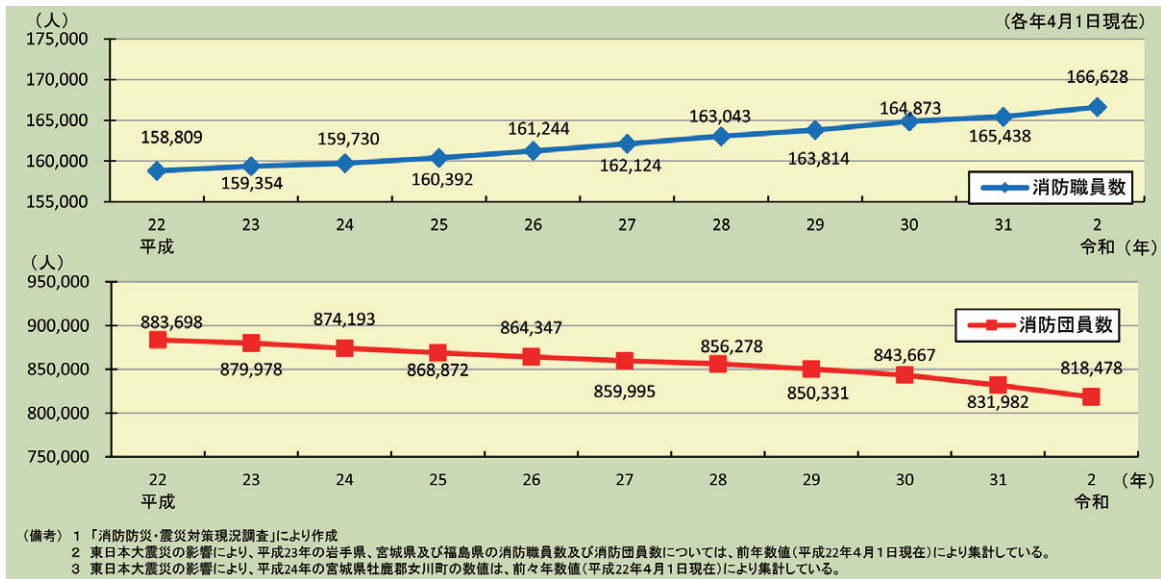




## 消防の組織（R 2. 4. 1 現在）の状況（第 2 章第 1 節）

- 消防本部
  - ・ 726消防本部、1,719消防署が設置され、消防職員数は16万6,628人
  - ・ 消防職員数については、前年比増（1,190人増加）であり、10年前の104.9%
- 消防団
  - ・ 消防団数は2,199団、団員数は81万8,478人であり、消防団はすべての市町村に設置
  - ・ 消防団員数は前年比減（1万3,504人減少）であり、10年前の92.6%

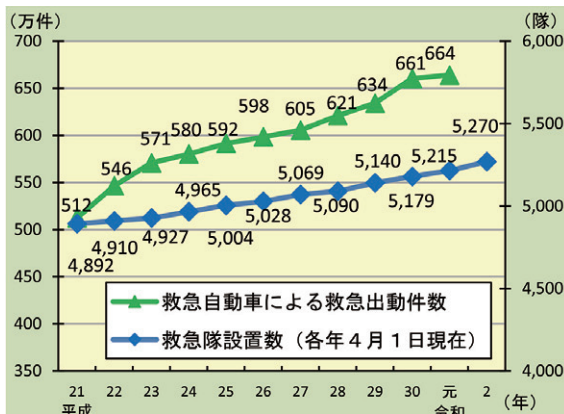
【消防職員数、消防団員数の推移】



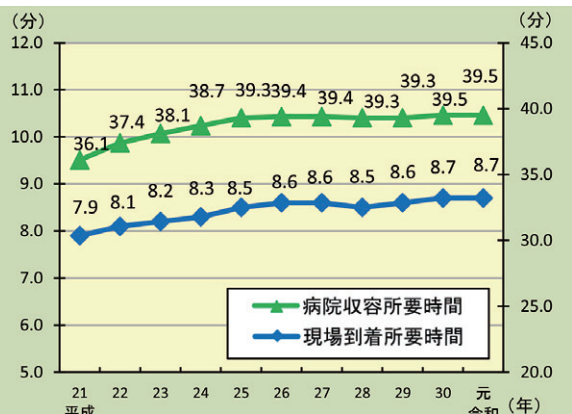
## 救急業務の実施状況（第 2 章第 5 節）

- 救急自動車による救急出動件数はほぼ一貫して増加傾向を示しており、令和元年中は過去最多の約664万件で、10年前と比較して約30%増加
- 救急隊設置数は、令和2年4月1日現在、5,270隊（対前年55隊増）で、10年前と比較して約7%の増加
- 令和元年中の現場到着所要時間の平均は8.7分（10年前と比較して0.8分延伸）
- 令和元年中の病院収容所要時間の平均は39.5分（10年前と比較して3.4分延伸）

【救急自動車による救急出動件数及び救急隊設置数の推移】



【救急自動車による現場到着所要時間及び病院収容所要時間の推移】



(備考) 1 「救急年報報告」により作成  
 2 左のグラフは、「救急自動車による救急出動件数」については左軸を、「救急隊設置数(各年4月1日現在)」については右軸を参照  
 3 右のグラフは、「現場到着所要時間」については左軸を、「病院収容所要時間」については右軸を参照  
 4 右のグラフは、東日本大震災の影響により、平成22年及び平成23年の釜石大槌地区行政事務組合消防本部及び陸前高田市消防本部のデータを除いた数値により集計している。

## 地震火災対策について

- 大規模地震発生時には、火災が同時に多くの地点で発生するおそれがあり、住宅密集地等では大規模火災の危険性が高くなる。また、停電からの復旧後の再通電時に火災するいわゆる「通電火災」の発生も懸念される。
- 消防庁では、地震火災発生メカニズム等を過去の事例をもとに紹介し、日常での地震火災対策として、家具等の転倒防止措置、感震ブレーカーの設置等を周知する映像資料及びリーフレットを作成



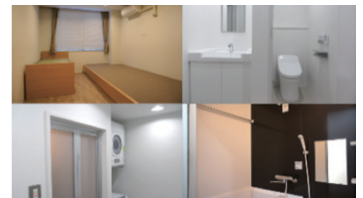
地震火災対策を周知するためのリーフレット

## 女性消防吏員の採用拡大に向けた取組

消防分野においても女性消防吏員の増加、活躍により住民サービスの向上及び消防組織の強化が期待されることから、消防本部に対して、女性消防吏員の確保に向けた取組を要請する通知を发出

- 島本町消防本部（大阪府）の事例

令和元年度に女性消防吏員1人を採用。女性専用施設整備のための特別交付税措置を活用し、女性専用施設（仮眠室、浴室、洗面室等）を整え、女性消防吏員が安心して消防業務に従事できる環境づくりに取り組んだ。



整備した女性専用施設

- 松浦市消防本部（長崎県）の事例

女性専用施設を設置するとともに、女性でも安心して働ける職場のPRのために、女性限定のインターンシップを平成30年6月に開催。インターンシップやFacebookでの情報発信が功を奏し、令和元年度の女性受験者が前年度の0人から5人に増加し、うち2人を採用



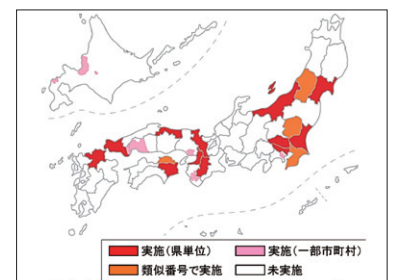
女性限定インターンシップの様子

## 救急安心センター事業（#7119）の推進

地域の限られた救急車が緊急性の高い症状の傷病者にできるだけ早く到着できるようにすることに加え、住民が適時・適切なタイミングで医療機関を受診できるよう支援するため、電話相談窓口「救急安心センター事業（#7119）」の全国展開を促進

### 【救急安心センター事業（#7119）の普及状況及び効果】

- 令和2年10月1日現在、全国17地域で事業実施
- 消防面では、潜在的な重症者の発見及び救護、軽症者の搬送割合の減少、不急の救急出動の抑制などの効果を確認
- 医療面では、医療機関の負担軽減や医療費の適正化などの効果を確認
- 平成29年5月から、普及促進アドバイザー制度を運用し、実際に#7119の運営に携わっている自治体職員等をアドバイザーとして、令和2年4月末までに延べ16地域に37人を派遣
- #7119に対する住民の認知・理解を図り、利用を促進するため、インターネット媒体を活用し、幅広い層への広報を実施



救急安心センター事業（#7119）の普及状況



## 消防防災ヘリコプターの安全運航に向けた取組

### 【相次ぐ消防防災ヘリコプターの墜落事故】

- 平成21年以降、4件の消防防災ヘリコプターの墜落事故が発生し、26人の消防職員等が殉職  
(平成30年8月：群馬県、平成29年3月：長野県、平成22年7月：埼玉県、平成21年9月：岐阜県)

### 【消防防災ヘリコプターの運航に関する基準】

- 「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準の在り方に関する検討会」での議論を踏まえ、二人操縦士体制、機長及び副操縦士の乗務要件、操縦士の養成訓練等について、令和元年9月に「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」を消防庁長官の勧告として告示

### 【乗務要件・訓練審査プログラムの策定】

- 令和2年3月に、これらの検討結果や基準に示された事項を受けて、運航団体において消防防災ヘリコプターの操縦士の要件及び操縦士の養成訓練に係る計画を策定し、実施するための指針として「消防防災ヘリコプター操縦士の乗務要件・訓練審査プログラム」を策定

## 南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプランの改定

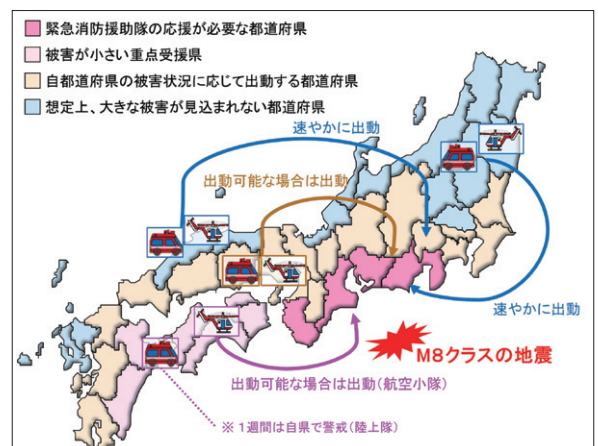
### 【緊急消防援助隊アクションプラン】

- 南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模地震については、消防庁長官が全国規模で緊急消防援助隊を出動させ、被災地において迅速・的確に活動できるよう、アクションプランを策定

### 【改定後のアクションプランの特徴】

- 令和2年5月29日の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」の改定を踏まえた南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプランの特徴は以下のとおり

- 1.南海トラフ地震発生後、応援可能な全ての緊急消防援助隊を一斉に迅速投入
- 2.あらかじめ作成している応援編成計画に基づき、迅速に応援先を決定
- 3.被害状況等に応じて柔軟に応援先を変更
- 4.大きな被害が見込まれない都道府県大隊に対して、本アクションプランの適用と同時に出動指示を行い、初動時の迅速性を確保
- 5.フェリーによる進出や自衛隊機による緊急消防援助隊車両の輸送等、多様な進出手段をあらかじめ想定し、交通途絶や遠方からの迅速な進出等に対処
- 6.後発地震発生時には、後発地震による被害状況、先発地震の被災地の状況等を踏まえ、必要に応じて応援先の変更や部隊の移動等を実施



出動のイメージ  
(マグニチュード8クラスの地震が発生した場合)

## ＜参考＞令和2年版消防白書 目次

### 特集1 最近の大規模自然災害への対応及び消防防災体制の整備

- 1 令和2年7月豪雨による被害及び消防機関等の対応状況
- 2 令和2年台風第10号による被害及び消防機関等の対応状況
- 3 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」における消防庁の取組

### 特集2 新型コロナウイルス感染症対策

- 1 新型コロナウイルス感染症患者の発生と政府等の対応
- 2 新型コロナウイルス感染症対策に係る消防機関等の取組

### 特集3 消防団を中核とした地域防災力の充実強化

- 1 消防団の現状
- 2 消防団の充実強化施策

### 特集4 Society 5.0時代におけるAI等の活用

- 1 消防防災技術に係る研究開発の方向性
- 2 研究開発の状況

### 特集5 戸別受信機等の配備促進に向けた取組

- 1 住民への災害情報伝達手段の多重化・多様化
- 2 戸別受信機等の有効性
- 3 戸別受信機等の配備状況
- 4 戸別受信機等の配備促進のための取組

### 第1章 災害の現況と課題

- 第1節 火災予防
- 第2節 危険物施設等における災害対策
- 第3節 石油コンビナート災害対策
- 第4節 林野火災対策
- 第5節 風水害対策
- 第6節 震災対策
- 第7節 原子力災害対策
- 第8節 その他の災害対策

### 第2章 消防防災の組織と活動

- 第1節 消防体制
- 第2節 消防の広域化の推進
- 第3節 消防職団員の活動
- 第4節 教育訓練体制
- 第5節 救急体制
- 第6節 救助体制
- 第7節 航空消防防災体制
- 第8節 広域消防応援と緊急消防援助隊
- 第9節 国と地方公共団体の防災体制
- 第10節 消防防災の情報化の推進

### 第3章 国民保護への対応

- 第1節 国民保護への取組
- 第2節 北朝鮮弾道ミサイル発射事案への対応

### 第4章 自主的な防火防災活動と災害に強い地域づくり

### 第5章 国際的課題への対応

### 第6章 消防防災の科学技術の研究・開発

### 附属資料

#### 問合わせ先

消防庁総務課 四維、本柳 TEL: 03-5253-7506 (直通)



## 無人航空機の災害時における活用状況等調査について

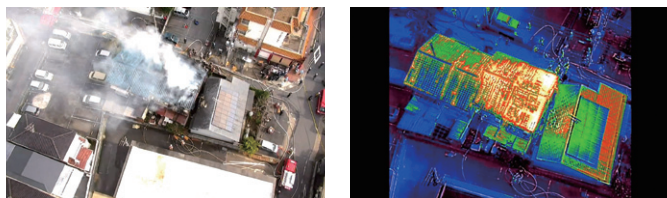
### 消防・救急課

#### 1 はじめに

消防防災分野において、無人航空機（以下「ドローン」という。）については、建物火災の状況確認、山間部における要救助者の検索、水災・土砂災害等大規模災害時の被害状況の確認などに活用され、ドローンを活用する消防本部も近年著しく増加していることから、その効果として災害現場における被害状況の早期確認や、より効果的な部隊運用等が期待されています。

現在、消防庁では、緊急消防援助隊が情報収集に活用するため、国有財産等の無償使用制度によりドローンを政令市に配備しているほか、地方公共団体が災害時オペレーションシステム等で映像提供するためにドローンを整備する場合は、緊急防災・減災事業債による財政支援を可能とするなど、ドローンの活用拡大を推進しているところです。

本稿では、全国の消防本部におけるドローンの災害時における活用状況等調査の結果や、普及啓発事業の今後の展開について紹介します。



建物火災(左：可視カメラ、右：赤外線カメラ)



林野火災



土砂災害

#### 2 消防本部における活用状況等 (令和2年6月1日時点)

##### (1) 活用状況

	本部数			
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
活用している	70	116	201	309
活用していない	662	612	525	417
活用率	9.6%	15.9%	27.7%	42.6%

##### (2) 消防本部が保有する機体性能

- ・防水、防塵、耐風性能
- ・付加機能（静止画撮影、動画撮影、熱画像撮影、暗所撮影、物品搬送、ガス検知）

##### (3) 運用実績

災害時等にドローンを運用した実績のある消防本部は211本部であり、その運用種別は以下のとおりです。

運用種別	本部数（重複あり）
火災	97
火災調査	151
救助活動 捜索活動	138
自然災害	58
警防調査 (建物構造、怪煙等)	24
その他（※）	3

※ 鳥獣被害調査、避難状況調査等

#### (4) ドローンの活用が効果的であった点及び改善が必要と思われる課題

効果的な点	回答本部数（重複あり）
広範囲の迅速な検索、上空から俯瞰撮影による情報収集等が可能	74
活動方針の決定や安全管理に効果的	27
画像撮影等により火災調査や教育資料の作成に有効	15
隊員が立ち入れない範囲の検索、情報収集等が可能	10
その他 (画像伝送による情報共有、避難状況調査等)	4

課題	回答本部数（重複あり）
操縦者の育成や運用体制上の人員不足	32
墜落等の安全面の課題	15
機体性能に不足 (全天候型、長時間使用可能なバッテリーが必要)	11
他機関との調整、住民へ周知	10
カメラ性能に不足 (赤外線、ズーム、偏光機能等が必要)	6
その他 (費用対効果が低い、夜間運用や伝送システムが必要等)	11

### 3 災害対応無人航空機運用推進事業の展開

消防庁では、今後の消防防災分野におけるドローンの安全かつ効果的な運用のため、災害対応無人航空機運用推進事業の一環として、「ドローン運用アドバイザー育成研修」を実施しており、今年度は 昨年 11 月に福島ロボットテストフィールドにおいて実施しました。

本研修は、消防本部等においてドローン運行に携わり、かつ指導的立場にある消防吏員等を対象とした研修で、ドローンの基礎的な知識・技術に関する講義、目視外や夜間での飛行訓練、実災害を想定した搜索訓練など、4 日間にわたり実践的な内容のカリキュラムを提供することで、研修修了者をドローン運用アドバイザーとして認定するものです。

ドローン運用アドバイザーは、ドローンをまだ導入していない消防本部等に対し、運用体制に関する教養や災害現場での活用事例の紹介、実機によるデモ飛行や技術指導等の普及啓発活動を実施しています。

今後とも、消防防災分野におけるドローンの安全かつ効果的な活用に向けて、各種事業を推進して参ります。

#### ドローン運用アドバイザー育成研修



搜索訓練



夜間飛行訓練



アドバイザーによる講義



# 「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」について

## 特殊災害室

### 1 はじめに

石油コンビナートで発生する事故は、危険物又は有毒ガスの漏えいや大規模な爆発を伴う火災など、甚大な被害に拡大するおそれがあることから、石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所には、防災要員及び消防車両等を備えた自衛防災組織又は共同防災組織（以下「自衛防災組織等」という。）の設置が義務づけられています。

自衛防災組織等は特定事業所の防災体制の確立に極めて重要な役割を担っていることから、消防庁では、自衛防災組織等の防災要員の技能及び士気の向上を図り、防災体制の充実強化を目的とした「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」（以下「コンテスト」という。）を平成26年度から実施しています。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、予選の廃止等一部スケジュールの変更等を行い実施いたしました。

### 2 コンテストの概要

#### (1) 競技の概要

特定事業所内の石油タンクで火災が発生したという想定で、自衛防災組織等が保有する消防車両を活用して消火活動を行い、その活動の安全性、確実性、迅速性などを評価することとしています。

#### (2) 出場資格

全国の特定事業所に設置されている自衛防災組織等のうち、「大型化学高所放水車及び泡原液搬送車」又は「高所放水車（大型化学高所放水車、大型高所放水車又は普通高所放水車をいう。）及び化学消防車（大型化学消防車又は甲種普通化学消防車をいう。）」を保有する自衛防災組織等を対象にしており、出場する条件として、管轄する消防本部からの推薦を必要としています。

#### (3) 審査

7月3日付けで出場組織を募集したところ28消防本部を通じて31組織の応募（1組織辞退）がありました。

今年度は9月24日から10月30日にかけて消防庁職員

が事業所へ出向き現地審査を実施し、その後、提出された競技映像とともに最終審査を行いました。



コンテスト競技中の風景

### 3 受賞組織の決定

現地審査結果を踏まえ、11月24日に消防庁長官を委員長とする審査・表彰委員会を開催し、最優秀賞（総務大臣表彰）1組織、優秀賞（総務大臣表彰）4組織、奨励賞（消防庁長官表彰）10組織を決定しました。（表1）

### 4 総務大臣賞表彰式

令和2年12月18日（金）に、合同庁舎第二号館（総務省）地下2階講堂（東京都千代田区霞が関二丁目1番2号）において、総務大臣賞表彰式を開催し、横田消防庁長官から総務大臣賞を受賞した5組織に表彰状と記念品を授与しました。



三井化学株式会社大阪工場 自衛防災組織 総務大臣表彰受賞組織との記念撮影

### 5 コンテストの結果から

#### (1) 総務大臣賞受賞組織の競技映像について

最優秀賞及び優秀賞を受賞した5組織の競技映像を、消防庁動画チャンネル（YouTube）で公開しています。指揮命令システムのしっかりとした組織的な活動



や洗練された規律ある活動をご覧頂き、競技に向けた訓練だけでなく、様々な場面で活用して頂きたいと思えます。

☆消防庁動画チャンネル (You Tube)

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLUrGKEwru-bAR8rrBtd9OjrOBFoKBQHEX>

## (2) 主な減点項目について

現場活動の基本である「安全管理」「指揮系統」「正確・確実性」「機械器具の精通・愛護」の観点から減点として多く取り扱った事例についてまとめましたので、自衛防災組織等の技能向上に活用して頂きたいと思えます。(表2)

## 6 コンテストを終えて

今年7月から始まった令和2年度のコンテストは、この総務大臣賞表彰式をもって幕引きとなりました。

コンテストの審査を通じ、その競技レベルの高さに感銘を受けました。規律ある洗練された活動は、参加した全ての自衛消防組織等、防災要員が、限られた時間の中、猛暑にも関わらず長期に亘り厳しい訓練を実施してきた成果であると感じました。

競技に参加した防災要員一人ひとりが、安全で効率的な消火活動を探求し、確実な消防車両や機械器具の操作を習得し、防災技能の向上へ弛まぬ努力をしてきた証であると言えます。

本コンテストの趣旨は、自衛防災組織同士が切磋琢磨することによる防災体制の充実強化にあり、出場した全ての組織において、知識、技術及び団結力が強化され、自衛防災力が飛躍的に向上したものと思えます。

今後も訓練に励み、強化された自衛防災組織力を維持し、万一の災害時には強靱なコンビナート防災体制の軸として活躍されることを期待しています。

最後に、コンテスト開催にご協力頂いた特定事業所、都道府県及び消防本部に感謝申し上げます。次年度以降も、より多くの組織にご参加頂けるよう取り組んで参ります。

☆コンテストに関する情報(総務省消防庁のホームページ)

<https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/topic001.html>

### 問合わせ先

消防庁予防課特殊災害室  
TEL: 03-5253-7528

受賞組織及び所在地一覧

最優秀賞（1 組織）【総務大臣賞】

受賞組織名	所在地
三井化学株式会社 大阪工場 自衛防災組織	大阪府高石市

優秀賞（4 組織）【総務大臣賞】

受賞組織名	所在地
新潟西港地区共同防災協議会	新潟県新潟市
福井国家石油備蓄基地 自衛防災組織	福井県福井市
大阪北港地区共同防災組合	大阪府大阪市
三井化学株式会社 岩国大竹工場 自衛防災組織	山口県玖珂郡和木町

奨励賞（10 組織）【消防庁長官賞】

受賞組織名	所在地
石油備蓄基地 共同防災組織 「苫東石油備蓄隊」	北海道苫小牧市
仙台地区共同防災運営協議会	宮城県仙台市
秋田地区石油コンビナート等特別防災区域協議会	秋田県秋田市
千種地区共同防災協議会	千葉県市原市
安善町共同防災組織	神奈川県横浜市
東亜石油株式会社自衛防災隊	神奈川県川崎市
新潟東港西地区共同防災協議会	新潟県新潟市
新潟東港東地区共同防災協議会	新潟県北蒲原郡聖籠町
関西国際空港航空機給油施設自衛防災組織	大阪府泉佐野市
東ソー株式会社 南陽事業所 自衛防災組織	山口県周南市

表 2

### 減点が多く見られた項目

行動審査項目	減点行為	該当項目
各隊員等の安全管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両への乗降に伴う安全管理不備</li> <li>・その他の安全管理不備</li> </ul>	競技要領 4 (1)ア、キ (4)ウ
コメント	車両の乗降において、扉の開閉操作を含めて安全確認は確実に実施してください。また、中継バルブ（吸水コック）の開閉確認不足が散見されました。	

行動審査項目	減点行為	該当項目
中隊長を中心とした連携活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隊長下命不備</li> <li>・隊員等報告不備</li> </ul>	競技要領 3 (3) 4 (1)ア、イ、ウ、エ
コメント	適正な隊長下命が行われていない場面が見受けられました。（例. 自隊員の乗車を確認後、直ちに機関員に「エンジン始動」を下命していない。）また、各隊員等は、自隊の隊長から下命を受け行動し、下命したものに対し受命した旨の意思表示をしてください。受命者の報告は、下命者が履行状況を確認するだけでなく、下命者の次なる判断を的確なものにするためにも非常に重要です。	

行動審査項目	減点行為	該当項目
正確で確実な操作及び活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・操作確認不備「指差・呼称」</li> </ul>	競技要領 4 (1)キ (5)エ
コメント	屋外の消火栓等にホースを結合する際は、変形や使用に支障が無いかを確実に確認してください。「指差・呼称」はヒューマンエラーを防止するだけでなく、隊員等が現在どのような行動をしているかを他の隊員等に知らせ、情報を共有し、連携を強化する効果があります。	

行動審査項目	減点行為	該当項目
使用機械器具の精通及び愛護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・器具の踏み付け</li> <li>・器具の蹴飛ばし</li> <li>・ホース取扱い不適</li> </ul>	競技要領 4 (1)カ (5)ウ
コメント	ホースやホースの金具の踏み付け、延長したホースの蹴飛ばしが散見されました。使用機械器具への愛護意識の低さは、事故の誘因及び機器損傷の原因となります。	



# 緊急消防援助隊情報

## 令和2年度緊急消防援助隊中国・四国ブロック 合同訓練の実施結果について

### 広域応援室・山口県実行委員会

令和2年度緊急消防援助隊中国・四国ブロック合同訓練は、山口県西部の地域特性を反映した災害を想定し、「新型コロナウイルス感染症対策の徹底」や「統合機動部隊による迅速な災害対応」をコンセプトに、要請要綱に基づく要請手順を検証し、活動技術の向上、警察・自衛隊等関係機関を含めた連携活動能力の向上及び応援体制の向上を図ることを目的とし、次のとおり実施しました。

#### 1. 実施日

令和2年11月14日（土）

#### 2. 実施場所

山口市、下関市、美祢市

#### 3. 実施内容

##### (1) 訓練想定

山口県西部地区では数日來の先行雨量があるところに、令和2年11月12日から13日にかけて、さらに降雨が継続した。14日、下関市菊川町を震源とするM7.0の直下型地震が発生し、下関市及び美祢市において、それぞれ震度6強及び震度6弱を観測した。

この豪雨と地震により、建物倒壊、堤防決壊、道路橋梁倒壊、土砂災害等が発生し、多数の死傷者が発生している。更に被害が拡大する見込みであり、山口県内の消防力のみでは対応が困難であることから、緊急消防援助隊の応援要請を行った。

##### (2) 消防応援活動調整本部等設置運営訓練

想定地震発生後に、山口県庁に消防応援活動調整本部を、下関市消防局及び美祢市消防本部にそれぞれ指揮本部及び指揮支援本部を設置し、新型コロナウイルス感染症対策を徹底した環境下における、応援要請等に係る情報伝達、受援調整及び緊急消防援助隊の部隊活動調整等について、ロールプレイング方式により図上訓練を実施した。

##### 《今後の課題等》

- 消防応援活動調整本部内において、県災害対策本部と連絡調整に当たる職員が不足したため、災害の全体像や消防力の調整を要する被害情報の十分な共有が図れなかった。
- 受援が決定した段階で指揮本部から、指揮支援本部をサポートする班や応援部隊の受入れ体制を構築する班を編成する計画としていたことで、円滑な指揮本部

運営を図ることができた。

- 受援の際には、想像以上の職員数が必要となることが認識できたため、今後、より具体的な体制づくりに役立てていきたい。



消防応援活動調整本部等設置運営訓練（山口県庁）

##### (3) 参集訓練及び受援対応訓練

指揮支援隊については、ヘリコプターや船艇により調整本部等への参集訓練を実施した。また、統合機動部隊については、山口県内2箇所を進出拠点とし、管轄消防本部による受援対応訓練を実施した。

##### 《今後の課題等》

- 統合機動部隊に対する受援体制の検証はできたが、より複数の進出拠点を設定するとなった際に、受援対応職員の迅速な対応が求められると感じた。
- 多数の応援部隊が九州方面から参集する際に、関門橋及び関門トンネル（九州と本州を結ぶ主要道路）が通行止めとなっている場合の進出方法及び進出拠点等を検証する必要があると感じた。





船艇による指揮支援隊輸送訓練（岬之町埠頭会場）

#### （４）災害即応訓練

新型コロナウイルス感染症対策として、参加する機関の規模を縮小するため、統合機動部隊のみが参加し、地震被害を想定した各種訓練を実施した。

広島県統合機動部隊は、観光バス等が地震により発生した土砂崩れに巻き込まれ、崖下に転落したとの想定のもと、救出訓練を実施した。

島根県統合機動部隊は、地震により乗用車が法面崩壊に巻き込まれたとの想定のもと、救出訓練を実施した。

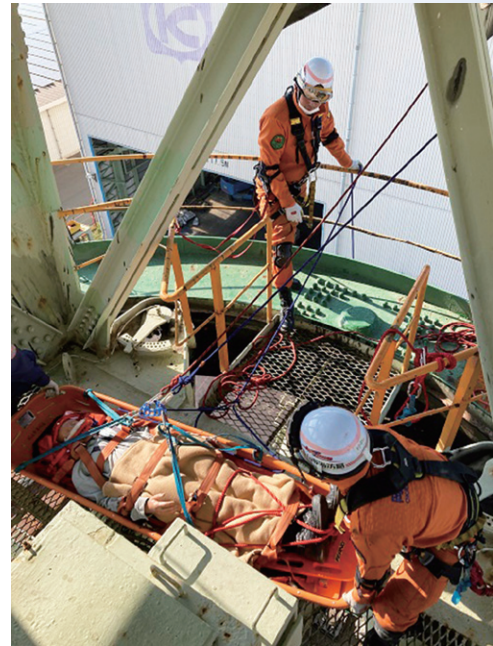
岡山県統合機動部隊は、造船工場において、地震により各種事故が発生しているとの想定のもと、救出訓練を実施した。

#### 《今後の課題等》

- 新型コロナウイルス感染症対策として、参加する機関の規模を縮小し訓練数も絞って実施したことで、訓練計画・運営に集中して注力することができた。
- 自然地形や既存工作物を利用することで、実災害に則した訓練を実施できた反面、安全管理面で苦慮する点があった。



バス斜面転落事故救出訓練（下関市）



造船工場における救出訓練（下関市）

#### 4. おわりに

今回の訓練は、新型コロナウイルス感染症対策を徹底した環境下における、消防応援活動調整本部、指揮本部及び指揮支援本部の運用調整、統合機動部隊による訓練実施等、より実践的な訓練となるよう計画しました。

山口県における緊急消防援助隊の受援及び部隊運用、関係機関との連携活動等における課題等が明らかとなり、実災害への対応に向けた大変有意義な訓練であったと考えます。

今後、今回の訓練で得られた成果や課題等を踏まえ、緊急消防援助隊の応受援体制の更なる充実強化に努めてまいります。

最後に、本訓練開催に際しまして、多大な御協力を賜りました中国・四国ブロック各県、参加各消防機関及び関係機関の皆様へ心より感謝申し上げます。

#### 問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室  
TEL: 03-5253-7527（直通）



## 火災調査技術講習会を実施

郡山地方広域消防組合消防本部

郡山地方広域消防組合消防本部では、11月18日（水）、車両火災における火災調査を踏まえた技術講習会を行いました。

解体した車両の各部品の役割や構造について学ぶことで、出火のメカニズムや調査のポイントを共有しました。

今後とも、類似火災を予防するために、組織的に高度な知識の蓄積を図り、科学的根拠に基づく予防行政を推進していきます。



## 廃棄予定の防火服を障害者就労施設の協力で再利用

堺市消防局

障害者優先調達推進法に係る取り組みの一環として、障害者就労施設の協力を得て、廃棄予定だった防火服を加工し、消防業務で使う新たな道具に作り変える試みを行っています。今年度は耐熱服の収納バッグを作製頂きました。

防火服は特殊な生地を使用しているため、縫製が難しいと言われますが、出来上がった品を見るととても完成度が高く、施設で働く方々の技術に感服します。

廃棄予定だった防火服を再利用し、有効活用できることは当局にとって非常にありがたいことであり、障害者就労施設にとっては新たな仕事の創出に繋がることから、互いにこの取り組みを継続していければと考えています。



# 消防通信 望楼 ぼうろう

## 令和2年度警防訓練（中高層建物火災防御訓練）を実施

和歌山市消防局

近年、和歌山市内にある建築物の高層化が進んでいることを受け、和歌山市消防局では、鉄筋コンクリート造り地上7階、地下1階建ての複合用途ビルで火災が発生したことを想定とした建物火災防御訓練を実施しました。

本訓練には、当局の職員164名が参加し、中高層建物火災特有の消防戦術、救助技術及び実態把握困難な火災に対する指揮能力の向上を図りました。



## 久高島合同訓練を実施

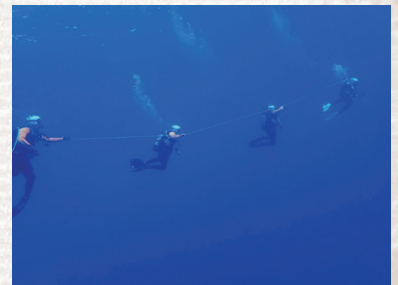
島尻消防組合消防本部

島尻消防組合消防本部では、令和2年11月27日（金）水難救助隊と久高島消防団員と合同訓練を実施しました。

この訓練は、久高島沖合にてダイビング中の水難事故を想定し、移動手段、協力体制を確認し、対応状況を検証するとともに防災の意識を図ることを目的に訓練を行いました。

昨今の社会情勢を踏まえ、感染症防止措置を施しながら行い、多くの諸課題が確認でき効果的なものとなりました。

今後も訓練を継続し、構成市町の安心・安全のため技術の向上に努めてまいります。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。  
ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】





# 消防大学校だより



## 航空隊長コースにおける教育訓練 ～感謝・尊敬・謙虚～

消防大学校では、航空隊長コース第20回（令和2年11月30日から12月11日まで）を、約2週間の日程で実施しました。

本コースは、緊急消防援助隊の航空部隊の隊長等に対する教育を主眼として、航空隊の運用・活動統制、安全管理、広域応援等を学び、その業務に必要な知識及び能力を修得させることを目的としています。

今年度については、計74名の消防防災航空隊の隊長、副隊長、操縦士及び整備士が受講しました。

本コースでは、「航空法規」、「航空工学」などの基礎的知識をはじめ、消防庁幹部職員による「航空消防防災の現況」や「消防広域応援の対応」の講義、自衛隊及び海上保安庁による「航空運用」に関する講義、国際山岳医による「医療救助の実態」のほか、自らが経験した活動事例について個々に発表し、討議及び研究を行う「災害活動事例研究」や、東日本大震災、熊本地震、北海道胆振東部地震における航空受援体制及び令和元年台風19号並びに令和2年7月豪雨活動など全国の航空隊から応援を受けた被災地防災航空隊の隊長を講師に招き、受援体制や活動事例について講義していただきその実態について学びました。



航空受援シュミレーション訓練

また、校外研修では、埼玉県防災航空センターに視察研修を行い、他県の防災航空隊の取り組みや装備等を学ぶことで自隊に持ち帰りたいと学生から多くの意見をいただきました。

研修を終えた学生からは、「新型コロナウイルス感染拡大の中、今までのような生活様式ではないものの全国



災害事例研究発表



校外研修（埼玉県防災航空センター）

の消防防災航空隊の方と貴重な情報交換や親睦を深めることができました。」「航空業務における各隊の共通する諸問題、航空指揮者としての課題等を十分に討議することができた。」「安全管理の重要性や緊急消防援助隊における受援体制が学べた。」等の意見が寄せられました。

今後は、消防大学校で修得した幅広い知識を糧にし、安全運航を第一に、機動力を活かした消防防災航空隊の充実強化と大いなる活躍が期待されます。

そして、今回このような新型コロナウイルス感染拡大中、本コースが開催できたことに学校及び各都道府県関係者並びに学生を快く送りだしていただきましたご家族に感謝申し上げます。

### 問い合わせ先

消防大学校教務部  
TEL: 0422-46-1712



# 最近の報道発表 (令和2年12月22日～令和3年1月25日)

## <総務課>

3.1.15	「令和2年版消防白書」の公表	消防白書は、消防防災に対する国民の理解を深めることなどを目的として、毎年刊行しています。 令和2年版消防白書では、特集において、最近の大規模自然災害への対応などのほか、新型コロナウイルス感染症対策や、消防団の充実強化、A1等の活用、戸別受信機等の配備促進に向けた取組について記載しています。
--------	----------------	--

## <救急企画室/参事官室/広域応援室>

2.12.25	「令和2年版 救急・救助の現況」の公表	全国の救急業務及び救助業務の実施状況等を取りまとめましたので、「令和2年版 救急・救助の現況」(救急蘇生統計を含む。)として公表します。
---------	---------------------	--

## <予防課>

2.12.25	消防法施行規則の一部を改正する省令(案)等に対する意見公募の結果及び改正省令等の公布	消防庁は、消防法施行規則の一部を改正する省令(案)等の内容について、令和2年10月19日から令和2年11月17日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、15件の御意見がございました。この結果を踏まえて、本日、「消防法施行規則の一部を改正する省令」、「消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づき、防火対象物の点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部を改正する件」、「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部を改正する件」、「消防法施行規則第五十一条の十二第二項の規定において準用する同令第四条の二の四第三項の規定に基づき、防災管理の点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部を改正する件」及び「防火管理に関する講習の実施細目を定める件等の一部を改正する件」を公布しましたのでお知らせします。
---------	--	---

## <危険物保安室>

2.12.25	危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令(案)に対する意見公募の結果及び改正省令の公布	消防庁は、危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令(案)の内容について、令和2年10月19日から令和2年11月17日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、9件の御意見がございました。この結果を踏まえて、本日、「危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令」を公布しましたのでお知らせします。
---------	--	---

## <特殊災害室>

2.12.25	石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令(案)及び石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令(案)に対する意見公募の結果及び改正省令の公布	消防庁は、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令(案)及び石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令(案)の内容について、令和2年10月26日から令和2年11月30日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、1件の御意見がございました。この結果を踏まえて、本日、「石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令」及び「石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令」を公布しましたのでお知らせします。
---------	---	--

## <地域防災室>

2.12.22	「消防団員入団促進キャンペーン」の実施	消防庁では、例年、1月から3月までの間を「消防団員入団促進キャンペーン」期間と位置付け、全国の地方公共団体等と連携し、消防団への入団促進に係る広報の全国的な展開を図っています。 今年度も、令和3年1月から3月までの同キャンペーン期間において、様々な取組を実施します。 なお、ポスター等には、消防団応援サポーターとして、タレントの稲村亜美さんを起用し、若者を中心とした入団促進を図ります。
3.1.7	「地域防災力向上シンポジウムin 徳島2021」の開催	地域住民の方々をはじめ、消防団、自主防災組織、企業、医療・福祉等の各分野の連携を深め、地域の防災力を高めることを目的として、徳島県徳島市において「地域防災力向上シンポジウム」を開催します。
3.1.7	「地域防災力向上シンポジウムin 佐賀2021」の開催	地域住民の方々をはじめ、消防団、自主防災組織、企業、医療・福祉等の各分野の連携を深め、地域の防災力を高めることを目的として、佐賀県唐津市において「地域防災力向上シンポジウム」を開催します。

## <防災情報室>

3.1.20	「消防指令システムの高度化等に向けた検討会」の開催	消防指令システムについて、近年のICT進展を踏まえたシステム環境整備を進めるため、「消防指令システムの高度化等に向けた検討会」を開催することとしましたのでお知らせします。
--------	---------------------------	---



## 最近の通知 (令和2年12月22日～令和3年1月25日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
事務連絡	令和3年1月25日	各都道府県消防防災主管部(局) 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の適用期限の延長について(情報提供)
消防情第30号	令和3年1月22日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・防災部 防災情報室長	地域衛星通信ネットワークの第3世代システム等の一体的な整備の推進について(通知)
事務連絡	令和3年1月22日	各都道府県消防・防災主管部局 各指定都市消防・防災主管部局	消防庁総務課	消防庁の令和3年度当初予算案、令和2年度第3次補正予算案及び令和3年度の消防防災に関する地方財政措置の見通しを踏まえた留意事項について
消防予第17号	令和3年1月22日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	「消防法施行規則第四条の二の四第一項ただし書及び第三十一条の六第四項の規定に基づき、消防庁長官が定める事由及び期間を定める件」の公布・施行について
事務連絡	令和3年1月19日	各都道府県消防防災主管部(局)	消防庁救急企画室	鳥インフルエンザ発生への対応について(お知らせ)
事務連絡	令和3年1月18日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	「大規模倉庫における消防活動支援対策ガイドライン」等を参考に防火安全対策を講じた大規模倉庫の事例について(情報共有)
事務連絡	令和3年1月18日	各都道府県危機管理・防災担当主管部(局)	内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(災害緊急事態対処担当)付 参事官(普及啓発・連携担当)付 消防庁国民保護・防災部 防災課	除雪作業中の事故防止に向けた注意喚起等について
事務連絡	令和3年1月15日	各都道府県消防防災主管部(局)	消防庁消防・救急課 消防庁救急企画室 消防庁国民保護・防災部 地域防災室 消防庁国民保護・防災部 広域応援室	医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種における接種対象者について(周知)
事務連絡	令和3年1月14日	各都道府県消防防災主管部(局) 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課	新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための出勤回避等について(情報提供)
事務連絡	令和3年1月14日	各都道府県消防防災主管部(局) 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課	新型コロナウイルス感染症対策本部(第52回)等の開催について(情報提供)
事務連絡	令和3年1月13日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長 消防庁予防課長 消防庁国民保護・防災部 防災課長	繁華街での見回り活動等の徹底について
事務連絡	令和3年1月8日	各都道府県消防防災主管部(局) 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課	地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の運用拡大等について(情報提供)
事務連絡	令和3年1月8日	各都道府県消防防災主管部(局) 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課	新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための取組について(情報提供)
消防予第2号	令和3年1月8日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	住宅用火災警報器の設置状況等調査について
事務連絡	令和3年1月8日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課 消防庁危険物保安室	新型インフルエンザ等対策特別措置法による緊急事態宣言を踏まえた消防法等関係法令の運用について
事務連絡	令和3年1月7日	各都道府県消防防災主管部(局) 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課 消防庁救急企画室 消防庁国民保護・防災部 地域防災室	緊急事態宣言の発出及び「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改正等について
事務連絡	令和3年1月7日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長 消防庁予防課長	緊急事態宣言下における繁華街での見回り活動等の実施について
事務連絡	令和3年1月6日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	基準の特例を適用した検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等について(情報提供)
消防予第422号	令和2年12月28日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	新型コロナウイルス感染症対策のため臨時に設けられた医療用仮設ユニットにおける消防用設備等の取扱いに係る執務資料の送付について(通知)
消防予第420号	令和2年12月28日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防用設備等に係る執務資料の送付について(通知)
事務連絡	令和2年12月25日	各都道府県危機管理・防災担当主管部(局)	消防庁国民保護・防災部 防災課	年末年始の災害対応体制の構築等について
消防予第392号	令和2年12月25日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	防火対象物定期点検報告制度に係る執務資料の送付について(通知)





消防総第812号	令和2年12月25日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	消防関係法令に基づく書面規制、押印、対面規制の見直し及び手続のオンライン化について（通知）
消防予第391号	令和2年12月25日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防法施行規則第4条の2の6第1項で定める点検基準に係る点検要領等についての一部改正について
消防救第315号	令和2年12月25日	各都道府県消防防災主管部（局）長	消防庁救急企画室長	「救急隊の感染防止対策マニュアル（Ver.2.0）」の発出及び救急隊の感染防止対策の推進について（通知）
消防予第413号	令和2年12月25日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防設備士免状の写真に関する運用上の留意事項について（通知）
消防予第412号	令和2年12月25日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防関係手続（火災予防分野）における書面規制、押印、対面規制の見直し及び手続のオンライン化に係る関係通知の一部改正等について（通知）
消防予第388号	令和2年12月25日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	消防法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）
消防危第302号	令和2年12月25日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	危険物取扱者免状の写真に関する運用上の留意事項について（通知）
消防危第304号	令和2年12月25日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	災害時等に市町村長等が別に定める定期点検の期限に関する運用上の留意事項について（通知）
消防危第301号	令和2年12月25日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	危険物の規制に関する規則等に規定されている様式上の押印の廃止について（通知）
消防危第284号	令和2年12月25日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令の公布について
消防特第161号	令和2年12月25日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令の公布について
消防特第161号 20201203保第1号	令和2年12月25日	関係都道府県消防防災主管部長	消防庁特殊災害室長 経済産業省産業保安グループ 高圧ガス保安室長	石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令の公布について
消防特第171号 2高圧18号	令和2年12月25日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁特殊災害室長 経済産業省産業保安グループ 高圧ガス保安室長	石油コンビナート等災害防止法関連法令に規定されている様式上の押印の廃止について（通知）
消防危第306号	令和2年12月25日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁危険物保安室長	危険物取扱者保安講習のオンラインによる実施について（通知）
消防予第409号	令和2年12月25日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	大手家電流通協会との協力事業について
事務連絡	令和2年12月24日	各都道府県消防防災主管部(局)	消防庁救急企画室	緊急度判定プロトコルVer. 3の策定について（周知）
事務連絡	令和2年12月24日	各都道府県消防防災主管部(局)	消防庁救急企画室	鳥インフルエンザの発生事例について（お知らせ）
消防危第300号 消防特第170号	令和2年12月24日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長 消防庁特殊災害室長	「危険物に係る事故及びコンビナート等特別防災区域における事故の報告」の一部変更について
消防予第410号	令和2年12月23日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	二酸化炭素消火設備の放出事故の発生について

## 広報テーマ

2 月		3 月	
① 春季全国火災予防運動	予防課 特殊災害室 地域防災室	① 外出先での地震の対処	防災課 地域防災室 地域防災室
② 全国山火事予防運動		② 地域に密着した消防団活動の推進	
③ 消防団員の入団促進		③ 少年消防クラブ活動への理解と参加への呼び掛け	

## 令和3年3月1日(月) から7日(日) 春季全国火災予防運動を実施します！

### 予防課

#### 【春季全国火災予防運動】

消防庁では、「その火事を 防ぐあなたに 金メダル」を2020年度全国統一防火標語とし、令和3年3月1日から7日までの7日間にわたり、「春季全国火災予防運動」を実施します。



春季全国火災予防運動ポスター



全国統一防火標語ポスター

令和元年中の住宅火災による死者数は1,000人であり、全ての火災による死者数1,486人の約7割を占めています。火災による被害を減らすためには、一人ひとりが普段の生活の中で、防火に対する意識を高め、火災予防の対策を行うことが重要です。「住宅防火いのちを守る7つのポイント」を参考に身の回りの火災予防について確認しましょう。



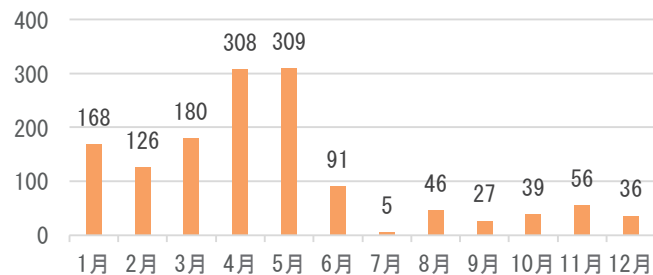
また、この運動で、令和2年12月号で紹介した停電からの復旧後の再通電時における通電火災対策も含めた、地震、台風などの自然災害による火災対策についても、周知及び注意喚起を図ることを推進していくこととしています。この機会に、防火の知識や技能の修得に努めるなど、防火意識を高めましょう。

#### 【全国山火事予防運動】

この火災予防運動にあわせて、山火事予防に対する意識を高め、森林の保全と地域の安全に資することを目的とした「全国山火事予防運動」を林野庁と共同で実施します。

令和元年中における月別の林野火災の発生件数をみますと、3月から5月までの発生件数が全体の過半数を占めています。主な出火原因は、たき火、火入れ、放火となっており、これは、春を迎えての火入れや入山者が増加するためと考えられます。林野周辺にお住みの方や入山する方は、この時期に、山火事への防火意識を高め、山火事予防にご協力いただきますようお願いいたします。

#### 林野火災の月別発生件数 (令和元年中)



令和元年(1~12月)における火災の状況(確定値)を基にグラフ作成

#### 林野火災の主な出火原因 (令和元年中)

たき火	火入れ	放火 <sup>注</sup>	たばこ	マッチライター	その他
433	262	107	76	31	482

(注: 放火の疑いを含む)

令和元年(1~12月)における火災の状況(確定値)を基に作成

#### 問い合わせ先

消防庁予防課予防係 吉田、藤本  
TEL: 03-5253-7523

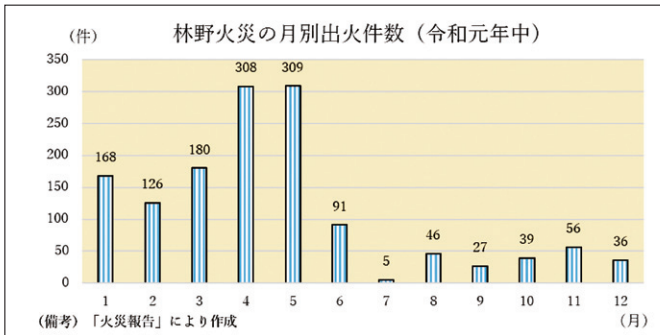


# 林野火災を防ごう！ ～全国山火事予防運動～

## 特殊災害室

### 1 林野火災の発生状況及び注意点

国内における林野火災は、例年春に多く発生しています。令和元年中は、下図に示すとおり3月から5月までの間に797件の火災が集中して発生しました（年間出火件数の約57%）。春に林野火災が多いのは、枯葉が地上に積もり、下草も枯れているうえ、降雨量が少なく、空気が乾燥し、強風が吹くなど林野火災が発生しやすい気象条件となっており、さらに、この時期になると火入れが行われ、また、山菜採りや森林レクリエーションなどにより入山者が増えることによるものと考えられます。



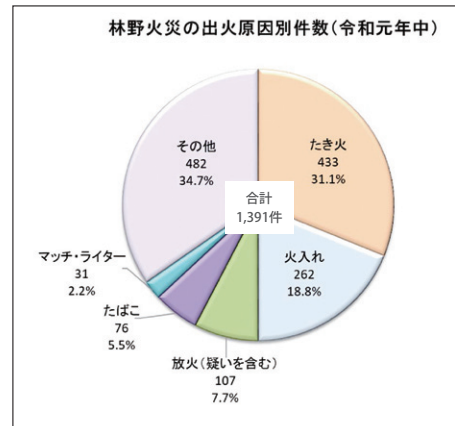
令和元年中の林野火災発生状況を見ると、出火件数は1,391件（前年1,363件）、焼損面積は837ha（同606ha）、損害額は2億6,871万円（同2億237万円）、死者は12人（同9人）となっています。

出火原因としては、「たき火」によるものが433件で全体の31.1%を占め最も多く、次いで「火入れ」、「放火（放火の疑いを含む）」、「たばこ」、「マッチ・ライター」の順となっており、人為的な要因による火災の割合は、全体の約65%を占めています。

林野火災を未然に防ぐため、次のような点に注意するよう心がけましょう。

#### 【林野火災防止のための注意点】

- 枯れ草等のある火災が起りやすい場所では、たき火をしないこと
- たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること
- 強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと
- 火入れを行う際は、市町村長の許可を必ず受けるとともに、あらかじめ必要な防火設備をすること
- 喫煙は、指定された場所で行い、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと
- 火気を使用する場合は、周囲の可燃物の状況に十分注意するとともに消火用の水等を必ず用意すること
- 各自のゴミは、指定された場所に捨てるか持ち帰ること
- 火遊びはしないこと、また、させないこと



### 2 全国山火事予防運動（3月1日～3月7日）

消防庁では、広く国民に山火事予防意識の啓発を図るとともに予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全に資することを目的として、林野庁と共同で春季全国火災予防運動期間中の3月1日から7日までを「全国山火事予防運動」の実施期間と定め、次のような活動を通じて山火事予防を呼びかけています。

#### 【全国山火事予防運動期間中における主な活動】

- 全国の消防関係機関において林野火災の予防対策と警戒を強化
- ハイカー等の入山者、地域住民、小中学校の児童・生徒等を対象とした啓発活動
- 駅、市町村の庁舎、学校、登山口等への警報旗やポスターの掲示
- テレビ、ラジオ、有線放送、新聞、インターネット等の各種広報媒体を活用した山火事予防意識の高揚
- 住宅地等に近接する森林での重点的なパトロールの実施
- 農林業関係者等と消防関係者が連携した消防訓練及び防火研修会の開催
- 女性防火クラブ等の広報活動等

#### 令和3年 山火事予防の標語

「あなたです 森を火事から 守るのは」

### 3 おわりに

森林は、地球温暖化の主な原因である二酸化炭素を吸収し、生命に必要な酸素を供給する貴重な資源であり、一度焼失してしまうと、その回復には長い年月と多くの労力を要することになります。

林野火災の大部分は、皆さん一人ひとりの注意で防ぐことができます。貴重な人命や財産を火災から守るため、林野での火気の取扱いには十分気をつけましょう。





## 消防団への加入促進

## 地域防災室

消防団は、消防本部や消防署と同様に、消防組織法に基づき市町村に置かれる消防機関であり、消防団員は、本業を持ちながらも、地域の安心・安全の確保のために活動している非常勤特別職の地方公務員です。

消防団員は、地域防災の中核として、火災出動や訓練のほか、地震や豪雨災害などの大規模災害が発生した際にも出動し、消火活動や災害防ぎょ活動、住民の避難誘導、救出・救助など多様な活動をしています。

しかしながら、少子高齢化、産業構造・就業形態の変化等に伴い、消防団員数は減少し続けています。消防団員数は、令和2年4月1日現在で81万8,478人となっており、1年前の83万1,982人と比べ、13,504人減少（▲1.6%）しており、地域における防災力の低下が懸念されるどころです。

消防庁においては、平成25年12月に成立した「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき、女性や若者をはじめとした消防団への加入促進や消防団員の処遇改善、装備・訓練の充実等に取り組んでおり、地域防災力の充実強化を図っています。

### ○女性消防団員

消防団員は、総数としては減少している状況にありますが、女性消防団員は年々増加しており、令和2年4月1日現在、全国で27,200人の女性消防団員が、実災害の消火活動や後方支援活動のほか、高齢者宅への防火訪問、火災予防や応急手当の普及啓発活動など多岐にわたる活動をしています。

### ○学生消防団員

現在、消防団員の高齢化が進んでおり、若年層の消防団員確保が課題となっています。消防庁では、大学生等の消防団への加入促進を推進しており、令和2年4月1日現在、全国で5,404人の学生消防団員が活躍しています。

また、平成26年度から、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をした大学生、大学院生又は専門学生について、市町村がその実績を認証し、学生の就職活動を支援する「学生消防団活動認証制度」を創設し、令和2年4月1日現在、323市町村がこの制度を導入しています。

### ○消防団活動に対する事業所協力の促進

現在、消防団員全体のうち7割を超える団員が被雇用者（サラリーマン）となっており、円滑な消防団活動を行うためには、より一層、事業所の協力が不可欠となっています。

そこで、平成18年度から、従業員が相当数入団するなど、消防団活動に協力している事業所を顕彰する「消防団協力事業所表示制度」を創設しました。令和2年4月1日現在、全国で16,655事業所が市町村から認定されており、勤務中に従業員が消防団活動に出動した場合に便宜を図ったり、従業員の消防団への入団を積極的に推奨する事業所が増えています。

### ○消防団員入団促進キャンペーン

消防庁では、1月から3月までの間を「消防団員入団促進キャンペーン」期間と位置付け、消防団への入団促進用ポスター・リーフレット・PR動画を作成し、全国に配付しています。

今年度のポスター等には、消防団応援サポーターとして、タレントの稲村亜美さんを起用し、若者を中心とした入団促進を図ります。

これからも、地域防災力の充実強化のため、地域の幅広い層から、一人でも多くの方々が消防団に入団されることを期待しています。

※令和2年4月1日現在の数は「消防団の組織概要等に関する調査」による。



リーフレット4種

ポスター3種

問合わせ先  
消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室  
TEL: 03-5253-7561





# 一般公開のお知らせ

## 消防研究センター

### 一般公開の様子

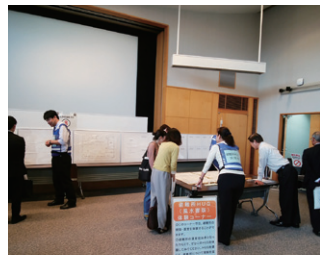
※令和2年度一般公開は、新型コロナウイルスの感染拡大を考慮し、開催を中止



災害対応のための消防ロボットシステム  
[消防研究センター]



住宅用消火器による天ぷら油火災の消火実演  
[日本消防検定協会]



避難所HUG（風水害版）  
[一般財団法人消防防災科学センター]



消防車両等の展示  
[消防大学校]

消防研究センター、消防大学校、日本消防検定協会及び一般財団法人消防防災科学センターでは、令和3年度の科学技術週間にあたり、一般の方々に試験研究施設の公開や消防用機械器具、消防防災科学技術の研究開発の展示、実演等を下記の通り行う予定です。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、開催の中止等の可能性もございますので、消防研究センターホームページにて最新情報のご確認をお願いいたします。

### 記

#### 1 日時

令和3年4月16日（金） 10:00～16:00  
入場無料

#### 2 場所（受付：消防研究センター本館）

消防研究センター、消防大学校  
（東京都調布市深大寺東町4-35-3）  
日本消防検定協会  
（東京都調布市深大寺東町4-35-16）  
※同一敷地内にあります。

#### 3 公開内容（予定）

##### 【消防研究センター、消防大学校】

消防ロボットシステム展示、軽油の燃焼実験、可燃性液体火災の消火実験、救急隊運用最適化技術紹介、石油タンクの安全性研究開発の紹介、原因調査室の業務紹介、消防車両の展示等

##### 【日本消防検定協会】

屋内消火栓の操作説明及び操作体験、住宅用消火器の消火実演、消火器の操作体験、住宅用防災警報器の展示及び実演等

##### 【消防防災科学センター】

感染症対策を含む避難所HUG（風水害版）の実演、令和2年度中の災害被害及び災害対応状況の写真紹介

#### 4 交通機関

- (1) JR中央線吉祥寺駅南口から バス約20分  
6番乗り場：「深大寺」「野ヶ谷」「調布駅北口」行き  
<消防大学前>下車
- (2) JR中央線三鷹駅南口から バス約20分  
8番乗り場：「野ヶ谷」行き<消防大学前>下車

7番乗り場：「晃華学園東」行き <中原三丁目>下車  
徒歩5分

(3) 京王線調布駅北口から バス約18分

11番乗り場：「杏林大学病院」行き <中原三丁目>  
下車 徒歩5分

#### 5 問い合わせ先

■消防研究センター 研究企画室

電話 0422-44-8331（代表）

ホームページ <http://nrifd.fdma.go.jp>

■消防大学校 教務部

電話 0422-46-1712（直通）

ホームページ <http://fdmc.fdma.go.jp>

■日本消防検定協会 企画研究部情報管理課

電話 0422-44-7471（代表）

ホームページ <http://www.jfeii.or.jp>

■一般財団法人消防防災科学センター 総務部

電話 0422-49-1113（代表）

ホームページ <https://www.isad.or.jp>



住宅用火災警報器 交換のおすすめ

10年たったら、  
とりカエル。



森七菜

春の

全国火災  
予防運動  
3/1~3/7

その火事を  
防ぐあなたに  
金メダル

制作：一般財団法人 日本防火・危機管理促進協会

後援：消防庁 全国消防長会

このポスターは、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。

